

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 10 号	平成 25 年 7 月 5 日	伊予市役所	総務部総務課
題 目 (テーマ) : 提案書の制約について			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>問い合わせる為とはいえ、無記名では回答しないというのでは、目安箱設置の意味がないのでは？</p> <p>自分の意見を堂々と言えるなら、とっくに市役所に電話できるし、例えば、スーパーにある「お客様からの声」的な意見でも良いのかと思ったのですが。</p>			
回 答 内 容			
<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>目安箱に投函いただいたご意見・ご提案等については、全て市長が直接目を通し、今後の市政運営に活かしていくことを目的といたしております。お名前・ご連絡先等、未記入の場合も、同様の扱いとしております</p> <p>「無記名では回答しないというのは、目安箱設置の意味がないのでは」というご意見ですが、お名前・ご連絡先等のご記入をお願いしたのは、次の理由があります。</p> <ol style="list-style-type: none">① いただいたご意見・ご提案には、ご提案者の方の趣旨が理解しにくいものもあるということを想定し、そのような場合には、内容を確認させていただき、できる限り正確で丁寧な回答をすること。② 回答書を、ご提案者の方に郵送でお渡しすること。 <p>この二点の理由のため、お名前・ご連絡先等の記入をお願いしたいという意図でございます。</p> <p>お名前・ご住所をご記入いただいた方には、回答書をご提案者宛にお送りさせていただいておりますが、未記入の方にはお送りできません。回答を行わないということは、回答書をお送りしないという意味でございます。</p> <p>しかし、頂戴したご意見・ご提案については、お名前等の記入・未記入に関わらず、回答書を作成し、市ホームページへの掲載、目安箱横に置いてある回答書綴りにより、市の回答を市民の皆様に公表することといたしております。</p> <p>市といたしましては、市民の皆様からいただいた貴重なご意見・ご提案について、正確に、そして丁寧に対応いたしたいと考えておりますので、お名前・ご住所等のご記入をお願いいたします。ご記入いただいた個人情報、市からの回答書をお送りすることやお問い合わせ以外には使用いたしませんので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>			